

第 1 2 4 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 月 2 2 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 124 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 1 月 22 日 (金) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 平成 28 年 1 月 22 日 (金) 午後 2 時 00 分

3. 開催場所 南部町立中央公民館

### 4. 出席委員 (24 人)

会長 15 番 赤石敏文

会長職務代理 20 番 砂庭周平

委員 1 番 磯川 齋

2 番 藤田博康

3 番 山内一男

4 番 庭田藤樹

5 番 野田清八

6 番 川守田雄一

7 番 中村文男

8 番 四戸正子

9 番 堀内重男

10 番 工藤雄一

11 番 坂本俊孝

12 番 工藤喜代治

13 番 梅内勝治

14 番 石橋 薫

17 番 西塚晴義

18 番 高森直樹

19 番 佐々木照雄

21 番 高橋 仁

22 番 中野らん子

23 番 馬場 隆

25 番 松村範明

26 番 庭田豊茂

### 5. 欠席委員 (1 人)

24 番 工藤 茂

### 6. 会議書記

事務局長 中里 司

班長 佐藤 慶

### 7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 4 号 賃貸借合意解約書の受理について

日程第 5 報告第 5 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第 6 議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 124 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、寒い中、また大雪の中、お集まりいただきご苦労様です。 皆さんにも T P P 関連で補助事業の通知がいくと思いますが、中身をみると一部の人しか該当しないような内容で、混乱が生じるのではないかと懸念しております。 今後の動向を見守っていきたいと思います。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 25 名中 24 名で、委員定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 4 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録 署名委員の指名を行います。 会議録 署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 7 番 中村 文男 委員 8 番 四戸 正子 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 4 号「貸貸借合意解約書の受理について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 4 号について、ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、2 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸貸借の契約期間は平成 23 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日まででした。</p>

	<p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 27 年 12 月 18 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 27 年 12 月 21 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第 4 号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第 4 号の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 5 報告第 5 号「使用貸借合意解約書の受理について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 5 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 46 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 27 年 12 月 7 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第 5 号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第 5 号の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 30 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図、位置図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>西塚 晴義 調査員</p>
西 塚 調 査 員	<p>17番 西塚から説明いたします。</p> <p>去る1月13日、石橋 調査員と中央公民館において、議案第30号について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第4条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、現在の住宅が老朽化し建て替えるにあたって、申請地に新築し転居するため転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用 許可 基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第30号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・横沢地区で、南部町役場から南約6.5キロメートルの距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落に位置し、北側は山林、東側と西側は畑、南側は宅地となっています。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第30号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第30号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>日程第7 議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>

佐藤班長	<p>議案第 31 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、賃借権の設定に関するものであります。なお、別紙資料に案内図、位置図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>西塚 調査員</p>
西 塚 調 査 員	<p>議案第 31 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、建設業を営む借受人が、事業用の建設機材や資材の置き場として利用するため、貸付人から申請地を賃借するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 31 号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町役場から南東に約 6 km の距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落に位置し、北側は消防署、南側は小集団の畑、東側・西側は崖地となっています。</p> <p>事業内容として、申請事業者が借地である建設機材・資材置き場を所有者に返還したことにより、代替地として利用するため、事業所の隣接地を賃借しましたが、手狭になったため、新たに建設機材や資材の置き場として利用するため、申請地を賃借するものです。</p> <p>賃借期間は 5 年です。</p> <p>農地区分については、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 31 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 31 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付するこ</p>

	<p>とに決定いたします。</p> <p>日程第 8 議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 32 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、2 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,714 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 32 号について、ご異議ありませんか。</p>
中野委員	<p>番号 2 番の利用権の設定を受ける人が、89 歳という高齢ですが、労働力はどのくらいですか。</p>
佐藤班長	<p>労働力は 3 人です。</p>
議 長	<p>他にご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 32 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
会 長	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 124 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p>

(午後 2 時 26 分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 1 月 22 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員